

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針

あさひワークホーム

1. 基本的な考え方

感染等防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、施設にとっては安全対策上及び利用者へのサービスの質を保つ上で重要である。感染等防止対策を全職員が把握し、安心、適切な医療が提供できるよう本指針を遵守して、障害者福祉の増進に努める。

2. 組織に関する事項

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策を推進するため、安全衛生管理委員会において、施設内の課題を把握し、改善策を講じる。

委員会の構成員は、施設管理者（所長）、次長、サービス管理責任者、課長、課長補佐、看護職員（感染対策担当）、栄養士、安全衛生担当職員とする。なお、必要に応じて職員、医師及び知見を有する第三者の助言を得る。

委員会は、概ね3月に1回以上開催し、次のことを検討・協議する。但し、緊急的な事案が発生した場合は、その都度開催する。

- ・感染症マニュアルの作成・見直し
- ・感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
- ・職員研修及び訓練の企画・開催
- ・利用者及び職員の健康状態の把握
- ・感染発生時の対応と報告
- ・予防対策及び感染症拡大防止に必要な物品の確保と補充
- ・その他必要な事項

3. 各職種の役割に関する事項

施設内において、感染症・食中毒の予防・まん延防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

<施設管理者（所長）>

- ・総括責任者
- ・報道機関への対応

<次長・管理課長>

- ・施設管理者の補佐
- ・発生時の状況把握及び指示
- ・職員の安全確保
- ・地域の発生状況の把握
- ・緊急連絡体制の整備（行政機関等）
- ・備品の整備

<サービス管理責任者（課長・課長補佐）>

- ・利用者の安全確保
- ・業務の優先順位の整理
- ・発生時の施設内の予防、まん延防止対策の強化
- ・緊急連絡体制の整備（家族等）
- ・経過記録の整備
- ・家族への対応
- ・職員への教育

<看護職員>

- ・医師、協力医療機関等との連携
- ・ケアの基本手順の指導
- ・衛生管理、安全管理の指導
- ・外来者への指導
- ・予防対策、への啓発
- ・早期発見、早期予防の取り組み
- ・経過記録の整備

<栄養士>

- ・食品管理、衛生管理の指導
- ・食中毒予防の教育、指導
- ・看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ・経過記録の整備

<支援員>

- ・各職種との連携を図り、予防及びまん延防止対策の強化とケアの確立
- ・利用者の状態把握
- ・家族への連絡
- ・経過記録の整備

4. 感染等防止対策に関する事項

利用者、職員を感染から守る基本的予防法である「標準予防策」を徹底する。標準予防策は、汗を除く全ての血液・体液、分泌物、排泄物、創傷のある皮膚・粘膜は伝播しうる感染性微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- ・手指衛生（手洗い、手指消毒）
- ・个人防护具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等）の使用
- ・呼吸器衛生（咳エチケット、うがい）
- ・環境整備（衛生保持、整理整頓、清掃、換気、消毒、感染性廃棄物の処理）

5. 感染症及び食中毒発生時の対応に関する事項

- (1) 利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑う時は、施設管理者に報告すること。施設管理者は必要な指示を行うこと。
- (2) 職員は、感染症や食中毒の発生又はそれが疑われ施設内において速やかな対応を行うこと。また、利用者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じること。
- (3) 感染症や食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた時の利用者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
- (4) 施設管理者は、次の①、②、③の場合、蕪崎市に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる人数、症状、対応状況を報告するとともに、併せて県・保健所に報告し、指示を求める等の措置を講じること。
 - ①同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合
 - ②同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設管理者が報告を認めた場合
- (5) (4)の報告を行った場合においては、その原因の究明に資するため、当該利用者の診察医と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
- (6) 日頃から、感染症及び食中毒の発生及びまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講じること。
- (7) 医師が、感染症法、結核予防法、食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行うこと。

※「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（厚生労働省告示第268号）」に従い、万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、感染拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

- ①「発生状況の把握」
- ②「まん延防止のための措置」
- ③「有症者への対応」
- ④「関係機関との連携」
- ⑤「行政機関への報告」

6. 職員の健康管理に関する事項

職員は、年1回健康診断を実施する。(夜勤業務従事者は年2回)

インフルエンザの予防接種については、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分説明した上、同意を得て予防接種を行う。

職員が感染症を患っている場合は、感染症経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じる。

7. 職員の研修及び訓練に関する事項

支援に関わる職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行に職員教育を行う。

- ・定期的な研修や訓練(年2回以上)の実施
- ・新任者に対する研修の実施
- ・その他必要な教育や研修の実施(事例検討、外部研修の受講等)

8. 指針の閲覧に関する事項

当事業所の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する指針は、求めに応じ利用者及び保護者が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に移行となり、山梨県より、感染拡大防止対策への協力を随時お願いしているところです。今後も国や県の方針を基に対策の一部を見直す中で引き続き、感染拡大防止を図っていきますので対応の徹底をお願いします。

1. 職員対応（当施設に勤務する全ての職員）

- 出勤前に体温測定し、37.0度以上の発熱（基礎体温が高い人は+1度以上）、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等体調不良の場合
 - ①施設に連絡し、欠勤する。
 - ②かかりつけ医の指示を受ける。（相談結果を施設に報告）
 - ③必要により医療機関を受診する。（受診結果を施設に報告）
 - ④陽性診断の場合、発症日を含み6日間（体調が回復するまで）自宅待機する。
施設に状況を報告し休業とする。（医師から感染したと分かる書類提出により特別休暇扱い）また、復帰後は感染が判明した日から10日間N95マスクを着用する。
- 家族に感染者、あるいは感染の疑いのある場合は、職員本人が出勤前に抗原検査を実施し、陰性を確認後に出勤する。但し、感染が判明した日から10日間は家庭内・施設内においてN95マスクを着用する。
- 日勤職員、夜勤専門員、入浴専門員は、出勤時に検温を実施する。
- 施設内はマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ゴーグル又はフェイスシールドについては、原則不要とするが、作業・活動・入浴・食事の支援時等、状況により自己判断にて着用する。
- 部外者との会議等は、極力少人数で行い、会議室等広い場所を使用する。
- 施設内は1日に2回（昼・夜）、人が触れる部分を中心に消毒を行う。（ドアノブ、手すり、トイレ等）
- 勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、医療機関への受診を徹底する。

2. 利用者対応

〈入所利用者〉

- 9:00～毎日体温測定を実施。37.0度以上の発熱他、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ（倦怠感）等がある場合は、居室等で隔離、看護師に報告し、感染状況等により、保健所等の指示を受ける。
- 食事前やトイレ後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- 昼食時間は12:00からとする。
- 施設内では、必ずマスクを着用する。
- 外泊は可能とする。（自宅以外も外泊可）
- 受診・外出等は単独でも可能とする。（※単独外出が許可されている人）
 - ①買い物等の私的な外出は、私的外出制度を利用して職員と出かける。
 - ②外出時は、マスクを着用し、帰所時には体温測定し、手洗いと手指消毒を徹底する。
 - ③人混み 密閉・密集・密接の「三つの密」のある場所は極力控える。
 - ④セブン旭店への個人外出は、平日（火・木曜日）の午後3時15分～4時30分

の間、火・木が祝日等の場合は午前9時00分～10:00の間で許可する。

(※外出の際は、申請簿記入、名札移動、職員への声掛けを行うこと)

□ セブンからの個人配達を当面中止していることから、その間の注文は職員を通して行い、金曜日午後、職員が一括して受け取ることとする。

□ 施設内(部屋や廊下等)の空気を新鮮に保つため、十分な換気に努める。

<短期入所者・日中一時利用者>

□ 利用前に自宅で体温測定し、37.0度以上で施設利用を中止とする。

(利用開始前に玄関で体調確認・体温測定をする。)

付添者についても、施設内に入る際は体温測定をしてもらい、手指消毒の上マスクを着用する。

□ 利用中は、入所利用者に準ずる。

<通所利用者>

□ 毎朝、自宅で体温測定し、職員に体温を報告する。37.0度以上で施設利用を中止とする。本人申告が不確実な利用者は、職員が体温測定する。

□ 送迎利用者は、乗車前に手指の消毒をし、送迎中は車内の換気に努め、極力会話を自粛する。

□ 昼食時間は12:00からとする。

□ 施設利用時は、マスクを着用する。

※ 発熱、のどの痛み、咳、味覚・嗅覚異常、息苦しさ、強い怠さ(倦怠感)等の症状がある場合には、看護師に相談し指示を受ける。

※ 感染者、あるいは感染の疑いのある者との濃厚接触のある利用者は、施設に報告し、指示を受ける。

※ 発熱等の理由で利用を中止した場合は、相談支援事業所等に報告する。

<新規利用者等>

□ 利用開始前、体調確認を十分に行ったうえ利用を開始する。

□ 利用希望者の見学は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

※但し、直近の感染状況を見極めて判断することとする。

3. 部外者対応

<保護者・相談支援・薬局・市町村・日中活動講師等>

□ 面会は、曜日・時間等の制限なく可能とする。

(※必ず、事前連絡をお願いする)

□ 外部講師等による日中活動を再開する。

□ 来客者は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

<納入業者等>

□ 施設内に入る際は、体温測定、手指消毒、マスク着用とする。

□ ヤクルトの販売は、昼休み作業棟前で行う。

□ 小林リースは、物品納入は喫煙所入口からとし、受付後、体温測定、手指消毒の上、マスク着用とする。(搬入日:毎週土曜日)

□ リースキンのマット交換は、体温測定、手指消毒の上マスク着用とする。

□ 出張理美容は、月2回:Aブロック居間、通所休憩室で行う。

(※状況により場所の変更を行う)

※面会者や業者等、施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・来訪先等について「来訪者受付確認票」への記入を徹底する。

※感染拡大防止対策等については、別紙①②③